

新たな国土形成計画の策定に当たっての考え方

《第 1》

- 現計画は、人口減少社会における国土づくりの基本コンセプトに、地域活力とイノベーションを創出するため、地域間のヒト、モノ、カネ、情報が活発に流れる「対流促進型国土」の形成を位置付け。
- その実現手段として、医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約し、交通・情報通信のネットワークを形成する「コンパクト+ネットワーク」の形成を設定。
- すなわち、「コンパクト+ネットワーク」という「国土」・「地域」の「構造」を実現すれば、都市、農山漁村、研究地域等の地域間、地域と海外の間でヒト、モノ、カネ、情報の対流が促進され、豊かで活力ある国土づくりが形成されると考えたもの。
- ※ 「コンパクト+ネットワーク」の考えは、国や地方自治体の実務において定着、一般の国民の間でも国土づくりの方向性を示すものとして浸透していると思料。
- ⇒○もっとも、「地域間のヒト、モノ、カネ、情報が活発に流れる」ことも、この流れによって「地域活力とイノベーションが創出される」ことも、経済的・社会的・文化的な人々の具体的な活動によってもたらされる。
- ⇒○国土計画の目的は、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」の実現であり、①「国土」・「地域」の「構造」という「空間の形成（利用・整備・保全）」の在り方と、②この空間の中で行われる日常生活、経済活動、文化的活動などが活発に展開するための「人々の活動」の在り方（方向性）を、車の両輪として示す必要。
- 不透明で急激な時代変化の中、また、国民の価値観が多様化する中、働き方や住まい方、生き方の自由な選択を確保する視点が、国土づくりにおいて益々重要。その確保のためにも必要な地域生活圏の形成や女性活躍の推進等を実現するため、地域の関係者にどのような活動が求められるのか、その方向性をより強く示していく必要。
- ⇒○よって、新計画は、国土・地域という空間の形成の在り方と併せ、国土形成計画の法定計画事項が目指す価値を実現していくため必要な範囲で、地域における「人々の活動」の在り方について、国民が共通して目指しうる具体的な方向性を強調して示してはどうか。

《第2》

- 現計画は、民間の役割について、PPP／PFI等の民間活力の活用や、新たな共助社会づくりの中で「新たな公」について記載してきている。
- ⇒○人々の活動は、官が提供するサービスと民が提供するサービスをそれぞれ享受することで成り立ち、これらをバラバラに享受するのではなく、これらを組み合わせて利用することによって、日常生活や経済活動等における効用を高めている。
- また、国土を巡る課題は、人的・物的資源の制約の中、複数の政策分野に及ぶもの、複数の民間分野に及ぶもの、先端技術やグローバルに関わるものなど複雑化・広範化しており、国、都道府県、市町村といった行政だけで課題を解決することが困難な場面が多くなっており、民間事業者・団体（学やNPO含む）、地域住民を含むあらゆる関係者が取組に参画・協働することが不可欠となってきている。
- 特に、人口減少が進む地方では、日常生活や経済活動等を維持していくため必要なリアルな諸機能を、一定の人口規模を有する圏域として確保していかなざるを得なくなると見込まれ、かつ、この圏域内の多様な官民の連携が必要不可欠である。
- また、人口減少で土地需要が減少していく中、中山間地域をはじめ土地を適正に管理していくためには、地域住民とそれを支える多様な主体が話し合いの下で協働することが重要になると見込まれる。
- さらに、デジタル化の進展は、スマートシティに見られるように、データの共有化と共同利用など、官民の垣根はもちろん、民間の垣根さえも取り払って考えなければならない時代に入っている。
- ⇒○このため、新計画では、地域づくりにおける重要な要素として、これまで以上に官と民（「新たな公」を含む）の多様なステークホルダーが連携・協働していくべき旨を強調していく必要。
- ⇒○よって、新計画では、国や都道府県、市町村といった行政と、民間事業者・団体、住民といった民間（「RMO」（地域支援組織）のようなものを含む）の様々なステークホルダーが、それぞれ計画実施の主体・パートナーとして、これまで以上に連携・協働して国土・地域づくりを進めていくべきことを計画全体と貫く考え方として強調していったらどうか。

《第3》

○現計画は、「対流促進型国土」の形成の実現手段として、「コンパクト+ネットワーク」という国土・地域の構造、すなわち「フィジカル（物理的）空間」を実現することで、人口減少社会における豊かで活力ある国土づくりを進めるとしている。

⇒○デジタル革命の進展は、国民の価値観の多様化や新型コロナウイルスの拡大と相まって、人々の日常生活、経済活動等について、遠隔診療・遠隔授業の拡大、テレワークの浸透、ネットショッピングの急増等に見られるように、「デジタル空間」で充足できる領域を急速に拡大している。

○この傾向は、今後劇的に進行することは確実で、①人々の活動は、フィジカル空間とデジタル空間の間で益々多様な形態をとるとともに、②デジタル空間の進展がフィジカル空間の変更を求める事態（例えば、自動走行技術の実装化への道のりが道路など物理的な施設の在り様も変えていく）が増大していくと予測される。

⇒○これからの国土計画は、デジタルが地域に与えるインパクトを前提に、①国土に係る各政策分野についてデジタルを横串にした検討を行いつつ、②デジタル空間とフィジカル空間の双方の在り様と関係を長期的な視点で考えなければならない時代となった。

○特に、人口減少等が進行する地方にとって、テレワーク、遠隔診療、遠隔教育、スマートシティ、MaaS、物流DXなど、デジタルの実装が、地方と都市の格差を縮め、地方で安心して暮らし続けるため重要な手段となることから、取組を一層進めていく必要がある。

⇒○このため、新計画は、このような新たな状況変化を取り込み、society5.0の実現も見据えデジタル社会における国土づくりの方向性を打ち出していく。

○すなわち、新計画は、デジタル空間を前提として国土づくりを進めていくこととし、フィジカル空間とデジタル空間を一体のものとして考え、デジタルとリアルを組み合わせる（融合する）ことで、豊かで活力ある国土・地域を実現していく計画としてはどうか。

《第4》

○現計画は、国土づくりに関連する広範な政策分野について、その分野ごとに方向性や対応策を具体的に記載しているところであって、他の分野とどのように結び付けていくことができるのか指針を示すものとはなっていない。

⇒○現在、例えば MaaS やスマートシティに見られるように、特定のデジタル技術を一の政策分野のみならず他の分野にも共同して利活用することによって、地域における複数の課題の解決に繋げていくことも可能となっており、将来更に特定の技術を複数の政策分野で横断的に活用できる領域は広がっていくことが予想される。

○このような考え方は、例えば、様々な目的ごとの運ぶというリアルの行為も、単に運ぶ行為と抽象化して見れば様々な目的の運ぶ行為を共同して行うという選択肢が開かれるように、リアルな行為の部分においても応用することができるものである（みちのリホールディングスが、各エリアの交通グループにつき、経営、営業、整備、購買、予約システム等に横串を刺した例を地域づくりにも応用できないかということ）。

○また、この考え方は、サービスの利便性の向上をもたらすのみならず、技術、物資、人材などを共同利用することから業務の効率化や人口減少下における人手不足対策にも繋がるものである。加えて、個別分野は、共同利用できない部分において技術革新や業務改善等のカスタマイズに注力することができることになる。

⇒○このような抽象化と横串の考え方は、今後の国土づくり、特に人口減少・高齢化が進行する地方において住民の日常生活や経済活動などを維持・向上させていく上で必要不可欠な考え方となっていくと考える。

⇒○よって、新計画では、この抽象化と横串の考え方を取り入れて、国土づくり・地域づくりを進めていくことを打ち出してはどうか。

○すなわち、新計画は、政策分野ごとの具体的な対応策は盛り込みつつも、他の政策分野との連携の在り方として、お互いに利用することでサービス向上や業務効率化に繋がる手段がないか探り、そのような手段はできるだけ共同で利活用してくべきことを計画全体を貫く指針として打ち出していくこととし、議論を深めていってはどうか。

《第 5》

○現計画は、国土づくりに関連する広範な政策分野について、第 2 部「分野別施策の基本的方向」において、対応策を具体かつ網羅的に記載している。

⇒○今後の国土計画は、

① 国土・地域づくりに関して、国土・地域の構造という「空間」の在り方と併せて、「人々の活動」の在り方を示すべきこと、

②行政と民間の多様な主体が、計画実施の主体・パートナーとして、これまで以上に役割分担・協働していくべきこと

が必要であることは、既述のとおり。

○例えば、人口減少下では、地方で安心して暮らし続けるためには、デジタルの活用を前提として、地域生活圏という圏域を意識した地域づくりを考える必要がある。地域生活圏においては、基礎自治体である市町村の役割はもとより重要であるが、医療・福祉、交通、産業等に直接携わる民間事業者・団体、「新たな公」などの中間支援組織、そして地域住民の役割はより一層重要となるとともに、広域的な役割を担う県、更には全国的な視点で専門知見を有する国の役割も期待される場合も想定される。

○国土・地域づくりに関わる多様な主体が積極的にその役割を果たしていくためには、各施策における各主体の役割を明確に示しておく必要。

⇒○現計画の第 2 部「分野別施策の基本的方向」に列挙する対応策には、目標が示されておらず、また、ステークホルダーとその役割が分からないもの（例：ベンチャーを育てる環境の整備を行うのが、自治体か、事業会社か、銀行か、大学かが不明（p80）等）がある。特に、地域住民はじめ民間の主体的な役割を期待する場合には、その旨を明確に示す必要。

⇒○よって、新計画では、政策分野ごとに記載する各対応策について、目標をできるだけ具体的に示すとともに、国、都道府県、市町村、民間事業者・団体、住民など、計画実施に係る各ステークホルダーの具体的な役割を明確にしてはどうか。

《第 6》

○現計画は、人口減少・高齢化、技術革新、国際環境の変化、地球環境、国民の価値観の変化等の国土を巡る状況変化に対応して、安全で豊かさを実感できる国土、経済成長を続ける活力ある国土、国際社会の中で存在感を発揮する国土の3つを目標。国土づくりの基本を「対流促進型国土」の形成とし、これを実現するための具体的な施策を、国土づくりに関連する広範な分野にわたって詳細に記載している。

⇒○昨今の社会経済情勢の変化は、例えば、①デジタル技術や国際情勢に見られるような想定を超える急速な状況の変化がある。

○②地球温暖化対策としてのカーボンニュートラルの実現に向けた経済社会や産業構造の変革、イノベーション創出等、大胆な政策推進の必要性も生じている。

○③大規模地震の発生が切迫し、水災害も激甚化・頻発化する中、国民の安全・安心へのニーズの高まりのような変化もある。

○これらの変化に対しては、早急に、新たな対策の打ち出しや、既存の対策の見直しなどを行うことが求められる。

⇒○国土計画も、このような社会経済情勢の急な変化に対して、その目指す国土づくりの基本目標や基本的方向を変える必要には至ってはいなくても、計画に定める個別・具体の施策・対応策のレベルでは変更や追加などが必要と認められる事態が想定され、その場合には臨機応変に対応していくべきである。

⇒○よって、新計画は、状況変化に応じて、個別・具体の施策・対応策の変更や追加などを臨機応変に行うことができる計画としていく。

○すなわち、新計画は、国土に関する様々な課題の解決に向けて、目指す目標をできるだけ明確にしつつ、その実現手段である具体的な施策・対応策を盛り込んだ上で、

① 状況変化に応じて、手段を見直す必要がないか不断に検討しつつ、必要があれば臨機応変にその変更や追加等を行うことを推奨する

② 施策・対応策の実施状況や見直し状況等を定期的に確認し、その結果を公表する

③ 基本的方向性を見直さざるを得ない状況に至れば、計画自体を見直す（新たな計画として閣議決定する）

計画としてはどうか。

《その他1》

- 現計画は、国土づくりの基本を「対流促進型国土」の形成と設定、これを
実現するための具体的な施策を国土づくりに関連する広範な分野にわた
って詳細に記載。
- ⇒○現計画が掲げる変化のうち、人口減少・高齢化等は、中長期的にも変化
の方向性とスピードが予測可能で現時点でも大幅な変化が見られないも
のものもある。
- 他方、技術革新、国際環境、地球環境問題等のように中長期的な変化の方
向性は予測できたとしても、変化のスピード・大きさまでは中長期にも
短期的にも予測が難しいものもあり、これらの変化は加速化しより一層
見通しを立てること等が困難な場合も想定される。
- ⇒○状況変化の速さ等から、国土計画の策定時点まで検討を深めたとしても、
具体的な施策・対応策のみならず、目指すべき方向性すら示すことがで
きないことも想定される。
- 現時点で分からないものは分からないものとして提示することによって、
若者含む国民に、我が事として国土づくりに対する関心をもって頂く契
機となると考える。
- ⇒○よって、仮に、計画策定時点までに、方向性や対応策を決められないも
のがあれば、将来の世代に委ねなければならない課題として明示し、国
民の間で課題を共有し議論の醸成していく。

《その他2》

- 現計画について、地方公共団体向けや国民向け等、個別に内容を周知す
る媒体はない。
- ⇒○《第1》《第2》《第5》のとおり、新計画は、地域の「人々の活動」と
各ステークホルダーの連携・協働を強調するとともに、各ステークホル
ダーの役割の明確化を目指したいと考えている。また、新計画は、地方
公共団体や民間事業者にも手に取ってもらえる計画、中高生にもわかり
やすく関心をもってもらえる計画を目指したいと考えている。
- ⇒○計画の実行性と計画への関心を高めるためには、各ステークホルダー一別
に、それぞれの役割を分かりやすくまとめた媒体が有効と考える。
- ⇒○国土形成計画の閣議決定後、都道府県、市町村、民間企業、住民など各
ステークホルダー別にそれぞれ向けのバージョンを作成し、計画の普
及、推進を図る。